

ベルギーから輸入される牛肉等に関する措置の見直し案に寄せられた御意見について

令和8年2月10日  
厚生労働省健康・生活衛生局  
食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

令和7年10月1日付で「ベルギーから輸入される牛肉等に関する措置の見直し案」について、御意見の募集を行ったところ、2件の御意見をいただきました。お寄せいただきました御意見とそれらに対する当省の考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

## 「ベルギーから輸入される牛肉等に関する措置の見直し案」に関する意見募集結果

番号	御意見等	厚生労働省としての考え方
1	<p>食文化交流の観点からも賛同する。ビーフジャーキーや干し肉やラムベーコン、ラムソーセージ、レトルトパウチや缶のシチューやスープなども解禁になってほしい。そのほかの国や地域の洗浄国なども早く食肉や加工品などを早く解禁してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 今後とも、輸出希望のあった国については、食品安全委員会の科学的知見に基づく評価結果を踏まえつつ、輸出国側と牛肉等の輸入条件にかかる協議を行ってまいります。</p>
2	<p>案に反対し、ベルギーからの牛肉の輸入は引き続き禁止すべきと考える。ベルギーから我が国に輸入される牛肉はごくわずかであるが、過去にBSEが発生した国であり、ベルギーは周辺の欧州各国とも陸路で接しているため、BSEその他の疫病のリスクを勘案すると、輸入を再開するのは我が国の食品衛生及び農業にとって不利益が大きいのと史料する。</p>	<p>厚生労働省においては、その所掌事務である食品の安全確保対策について、国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識のもとで種々の施策を講じているところです。 食品安全に係る規制は、科学的知見に基づいて対応することが必要であり、本見直し案についても、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を踏まえ、我が国と同様の特定危険部位(SRM)の除去を求める輸入条件を付したものです。</p>